

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
中村	1水源の森林づくり		水源の森林づくり事業は、森林所有者と交渉し、確保、事業を行うという仕組みである。あらかじめ森林整備計画を地図に表現することが難しいとのであれば、少なくとも、水源林として、どのような森林配置を目指しているのか、 <u>流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示す必要がある。</u>
中村	1水源の森林づくり		森林再生50年構想で謳われている、道路から200m以内の持続的に資源利用していく人工林と、それ以外の混交林化や広葉樹林化を進める人工林を、明確に区分し、森林再生50年構想と重複しないよう、実際に行う森林施業に反映させる必要がある。
中村	1水源の森林づくり		<u>広葉樹林の取扱について、水源林として確保していくことに異論はないが、広葉樹林の整備手法が確立されない中で、「森林を確保以降、期限内に整備を行う。」という事業の進め方は、見直す必要がある。</u>
中村	1水源の森林づくり		作業道やモノレールについて、目標とする森林配置を捉え、全体的な路線配置計画を明確にする必要がある。
中村	1水源の森林づくり		現在、丹沢全域において、間伐を実施しても、シカの採食圧により林床植生は容易に回復しない。しかし、札掛周辺の県有林に見るように、森林整備とシカ管理を同時に行う地域では、少しではあるが森林施業の効果が現れ、シカの生息環境も改善されつつある。
中村	1水源の森林づくり		水源林としての保全再生を図るために、 <u>水源林整備事業にシカの保護管理を組み込み、森林整備と保護管理のバランスをとりながら連動させて行う必要がある。</u>
中村	1水源の森林づくり		水源林の確保調査の中に、シカ生息状況の調査も組み入れ、 <u>森林施業後の追跡調査を行い、これらのデータをもとにして、森林施業に同調させて管理捕獲を行う必要がある。</u>
中村	1水源の森林づくり		森林施業にあたっては、極力、灌木やササの刈払をせず、林床植生を保全するという、水源林整備としての施業方針を徹底させる必要がある。 また、自然林や混交林化を進める人工林では、つる切りも極力避けるべきと考える。
中村	1水源の森林づくり		特に、 <u>溪流沿いの森林については、自然環境保全センターが作成した溪畔林整備指針を基本において、慎重に取り扱っていただきたい。</u>
中村	2丹沢大山の保全・再生		現在実施する土壌保全対策や植生保護柵の事業は、限定された施工実施地域では効果を発揮しているが、あくまで対症療法である。本当の意味でのブナ林再生を目指すために、高標高域のシカ管理や希少種保全など、自然再生のために取り組む事業や調査を幅広く取り込むべきである。
中村	2丹沢大山の保全・再生		<u>植生保護柵など、その効果を継続して発揮させていくために、単に工事を進めるだけでなく、追跡調査や点検補修も、併せて実施することが必要である。</u>

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
中村	2丹沢大山の保全・再生		<u>ブナ林等の調査研究は、短期に結果や成果を得ることは難しく、長期にわたり計画的な調査研究を継続していくことが求められる。このため、県民への説明を丁寧に行い、十分な理解を得る必要がある。</u>
中村	2丹沢大山の保全・再生		神奈川県で実施される様々な県民協働事業は、全国に先駆け、県民から行政への働きかけによって実現してきた歴史があり、全国的にも誇るべき特徴である。これまで、 <u>数多くの取組が積み上げてきた協働を活かす方向で、水源税の活用を考えたい。</u>
中村	3溪畔林整備		溪畔林整備事業は、十分な事前調査を行い、それをもとに事業計画を立て、指針に基づいて事業を実施し、その効果と影響をモニタリングする、 <u>順応的な進め方で事業に取り組んでいる。この事業の進め方は前述のように、水源の森林づくり事業全般に反映させるべきである。</u>
中村	3溪畔林整備		溪畔林整備指針は、事業に先立って専門家やNPOを交えた議論を経て策定された。指針に基づいて行った事業であっても、同じように検討委員会を設置し、検証・評価の上、事業及び指針を常に見直す必要がある。 全国に先駆ける溪畔林整備事業であるが、その手法はいまだ確立されていない。 具体的な事業実施内容については、 <u>溪流に沿った段丘に植栽されたスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化、沢の上下を分断する治山堰堤のスリット化など、溪流の生息環境分断の負担軽減を試行する実験事業など、多様性に配慮した考えの基で、積極的な事業展開に期待したい。</u>
中村	4間伐材の搬出促進		間伐材の促進と、水源環境整備は、連携して行う必要がある。 <u>過度な間伐材搬出奨励は、水源林確保地域同様に、ノルマ的搬出量に捉われ、本来、基本に考える水源環境整備が疎かになる恐れがある。</u> 材の搬出は、水源林整備の副産物としての位置づけに留めるべきと考える。
中村	4間伐材の搬出促進		間伐施業に於いて、その奨励に「税」が充てられる場合、施業手法の在り方に制約があつてよい。 この数年、丹沢の一部に見る伐採搬出方法は、県民および行政が打ち出した「質の高い森林」を目指す水源林整備という理念と相容れない。 <u>搬出奨励で「税」を用いる以上、伐採・搬出手法に関し、手法のマニュアルも必要である。</u>
中村	5地域水源林整備		これまでの経緯から、各市町村が個別に森林整備を行うのではなく、一定の流域での森林管理の目標に沿って、 <u>他の森林整備や、シカ管理と整合するよう進めていくべきである。</u>
中村	5地域水源林整備		水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や溪畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針は、 <u>県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。</u>

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
中村	5地域水源林整備		これも前述したが、灌木やササ刈り払いには、慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの溪畔林の保全など、 <u>水源保全・再生のための事業として、県行政が指針の基で、指導を行う必要がある。</u>
中村	11水環境モニタリング調査		<u>森林の水源環境機能の評価検証は、長期間にわたる地道な観測が必要であり、行政の都合で、途切れてしまうことのないよう進めて頂きたい。</u>
中村	11水環境モニタリング調査		健全な森林の保全・再生は、そこに生息する様々な生物の相互関係が深く関わっている。このため、現在進めている対照流域調査に加えて、 <u>生物による森林生態系の健全さの指標と評価手法を開発し、生物に視点を置いた効果検証にも取り組んでほしい。</u>
中村	11水環境モニタリング調査		<u>各種事業、モニタリング、調査研究等のデータを整理し、専門家やNGO等を交え、県民に開かれた形で、事業の効果と影響について、科学的な検証作業を行い、計画や事業を見直していく必要がある。</u>
中村	12県民参加の仕組みづくり		県民会議を見て感じた事は、 <u>なぜ、超過課税が必要なのか、なぜ、この事業が必要なのか、コストや収支がどうか</u> といった議論が、あまり、されていないように見受けられます。 <u>そう言う認識と理解の上で、事業提案や事業の評価が必要に思います。</u> また、超過課税による目的税である以上、「税」による事業の監視(好きな言葉ではありませんが)の仕組みが必要に思います。 そのためには、 <u>現行の委員会の見直しや、参加する委員の幅を広げる必要も感じます。</u>
中村	12県民参加の仕組みづくり		同様な組織として、丹沢大山自然再生委員会があります。 この組織は、行政主導の県民会議とは違いますが、森林管理や野生動物管理、あるいは水関係などは、県民会議より先行していますし、専門分野の方も多くいます。 また、県民や研究者参加に留まらず、県内企業、関係団体の参加も多く見ます。 行政内の再編や統合が行われる時代、行政関係の委員会の再編が検討されても不思議ではありません。 しかし、急な振り分けが無理な場合、 <u>県民会議は前述のように、総括的議論を行い、個別の議論は自然再生委員会に統合する事も効率的と考えます。</u> 超過課税である以上、県民の目に見える形で、建設的議論が行われ、事業が実施され、利益還元(もちろん、短期的なものとも長期的なものともあります)される必要があります。
久保	1水源の森林づくり	1-3	下の2枚の図(写真)は何のために掲載したのか説明が欲しい。

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
久保	1水源の森林づくり	1-7	(2)平成20年度のところ 設定年度が西暦(2003)で、地点名にHが使っており、混乱するので、文章の1行目を平成20年度(2008)としたらいかがでしょうか。
久保	1水源の森林づくり	1-8	(3)平成21年度のところ 上から3行目と6行目に「下表」とありますが、次ページの表のことですね。表に番号をつけて引用したらいかがですか。
久保	5地域水源林整備	5-1	上から4行目「林齢36年生以上」とありますが、我々は既に説明を受けて一般の人はなぜと思います。どこかに説明が必要だと思います。
久保	5地域水源林整備	5-2	松田庶子と三ノ宮(写真の場所)を下の地図に落とした方がよいと思います。
片山	4間伐材の搬出促進		森林の公益的機能を高める一環として、間伐材搬出の促進が図られ、それなりの成果を示しているが、今後も引き続き取り組むべきことがいくつかあると考える。 まず、森林所有者に対する間伐の必要性を再認識していただくこと。これには、森林関係団体や行政の積極的な指導を要する。 次に、間伐する土地が急傾斜地が多く、作業を促進するためにも、重機類の開発や作業道の開設にも取り組んでいく必要がある。 三つ目としては、搬出された間伐材の有効な利用方法の検討と、県産木材の生産(業材生産)と加工(高度利用)も並行して進めていくことを痛感した。
小林	13その他		○「各事業の点検結果」の総括、「施策調査専門委員会のコメント」について 点検結果報告書の発行元は「県民会議」です。その点検結果報告書に、県民会議委員である専門委員から「施策調査専門委員会のコメント」という部外者からのコメントのようなスタイルで記載されているのは好ましくないと考えます。施策調査専門委員会は、各特別対策事業の「総括」を主体的に行うべきであると考えます。「総括」は、各特別対策事業の内容や進捗、モニタリング調査について評価し、更に「事業モニター結果」や「県民フォーラムの意見」なども含まれた内容で総括した評価が記載されるべきであると考えます。 即ち、これまでは、行政当局が事務局となって点検結果報告書を作成し、「総括」までも事務局が作成したものに対して、施策調査専門委員会がコメントするスタイルでした。しかし、 <u>今後は、点検結果報告書は県民会議が発行元であるので、県民会議委員である施策調査専門委員会が主体的に「総括」を作成し、県民会議の総意が「総括」として記載されなければならぬと考えます。</u>

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
小林	13その他		<p>○「県民会議・事業モニター結果」について</p> <p>「県民会議・事業モニター結果」は「しずくちゃん便り」掲載記事をそのまま転記されておりますが、これはあくまでも「しずくちゃん便り」への掲載記事として作成したものであり、点検報告書に掲載する位置づけを意識して作成されておられません。従って、そのまま点検結果報告書に転記するのは好ましくありません。要点を点検結果報告書のトーンと整合した文言で記載すべきであると考えます。</p> <p>事業モニター・メンバー内部の検討では、「しずくちゃん便り」の掲載記事は玉虫色に表現されており、もっと率直な評価を掲載すべきだとの意見も出ておりますので、今後この点も配慮していく必要があります。</p>
高橋弘二	6河川・水路の自然浄化対策	6-2	<p>表6. 5か年計画進捗状況 わかりにくいので、下の表に書き変えた方がよい。 H22計画:新規、継続、合計かわからないので明確にすること (詳細は、委員意見票)</p>
高橋弘二	6河川・水路の自然浄化対策	6-5	<p>11 県民会議 事業モニター結果を、(1)(2)に分ける。 (1) 事業モニター結果 本文記載の通り (2) 県民会議委員の意見 (新規意見) ■事前調査の必要性 「水源環境保全・再生」の目でみると、当該事業の効果に疑問を感じる。現状は、水源域の河川・ダム湖に流入する河川で計画された「生態系に配慮した河川・水路等の整備」、「河川・水路等における直接浄化対策」で自治体から申請のあった事業が対象になっている。 本来は、神奈川県が水源域の河川・ダム湖に流入する河川の汚濁状況、流入負荷を把握して「どこの河川・水路」を当該事業の対象として整備・対策を行ったら効果的であるか、その調査を実施することが重要である。 ＜環境コンサルへ調査業務の発注をする＞ ボトムアップも大切だが、県自らがソフト(調査)に金をかけて「整備・対策すべき対象河川・水路を指定」して、所轄の自治体に「水源環境保全税で計画施工してもらいたい」と、投げかけるのが本来であると考えます。</p>
高橋弘二	6河川・水路の自然浄化対策	6-3	<p>※生態系に配慮した…の文章訂正 「…多かったため、②の箇所数が少なくなるとともに、全体の事業費が増えている。」 →「…多かった一方、②の箇所数が少なくなったが、全体の事業費は増えている。」</p>

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
高橋弘二	6河川・水路の自然浄化対策	6-4	下の表&6-5の表の最初の欄 BODの状況(上流と下流の比較)の後に 単位[mg/l]を追記する。
高橋弘二	6河川・水路の自然浄化対策	6-5	上の表2段目 0.07程度 BODの測定限界は、0.1mg/lである(と思う)。 BODの小数点2桁表示は不適切
高橋弘二	7地下水保全	7-1	1. 7-1ページ ②地下水かん養対策 雨水浸透升→雨水浸透柵
高橋弘二	7地下水保全	7-4	2. 7-4ページの表(以下、同じ) m ³ →m ³
高橋弘二	7地下水保全	7-6	3. 7-6ページ上の表 なぜ、この表だけ(参考)累計14年度以降の表示なのか 「水源環境税での実績報告」だから、H19~21の累計を記載すべきである。
高橋弘二	7地下水保全	7-6	4. 7-6ページ下の表 H19~21の累計欄を設け記載する。
高橋弘二	7地下水保全	7-6	7-6ページ 11 県民会議 事業モニター結果に追加 ②地下水かん養対策が実施されているが、実施主体による「水源かん養効果(把握計画)」「水源域と当該事業の因果関係について」検討・把握されていない。 透水性舗装を実施したことで「どこにどれだけ水源かん養されるのか」、雨水の一過性流出を緩和する治水対策の意義の方が大きいのではないか。
高橋弘二	8公共下水道の整備	8-3	※事業進捗率の遅れ・・・ 文章中で「整備量が目標に対して低く計画されているため・・・」とあるが、「なぜ、目標に対して低い整備量としたのか」に対する理由を記載するのが望ましい。でなければ、整備量を把握せず高い目標をたてたことが問題とされる。

点検結果報告書(平成21年度実績版)に係る意見

資料3-4

(下線は事務局。H22/11/09現在)

委員	項目	頁	意見
高橋弘二	8公共下水道の整備	8-3	8 事業進捗状況から見た評価 「達成状況はDランクと評価される」 この記載だけだと、達成度が最悪ランクでよくないと評価されるが、内容的には上の※で記載のように「当初の設計額よりも入札額(落札額の方が正しい)大きく下回った」 11 県民会議事業モニター結果で記載されているように、「公共下水道区域→浄化槽設置区域」にシフトしたことで「公共下水道整備費が(2/5)になった」ことが大きな理由で、大変評価できるものである。 このことを、付記することが望ましい。
高橋弘二	9合併処理浄化槽の整備	9-2	上の表 ・「市町村設置型」のH22計画が200基となっているが、新規に200基をつくるのか。 (相模原市の「公共下水道→合併処理浄化槽」によるものか?) ・「個人設置型」のH22計画の「-」の意味は?計画がないなら「0」とすべきである。
高橋弘二	9合併処理浄化槽の整備	9-2	下の表 H22予算額は正しいか? H19~21累計で「154基=5.4億円」 H22予算額は「200基=3.5億円」となっている。
高橋弘二	9合併処理浄化槽の整備	9-3	9 モニタリング調査実施状況の文章表現 「…指標とするが、…実施しないが、計算による…」 →「…指標とするが、…実施せず、計算による……」
高橋弘二	9合併処理浄化槽の整備	9-3	2ページにまたがる表は止めて、1ページに記載する。
原	2丹沢大山の保全・再生	2-9	ブナ林をはじめとする当該施策の対象となっている自然環境は、長期に亘るモニタリング調査が不可欠である。 とくに、今年のような夏の異常な猛暑や、ゲリラ豪雨などは、長期にみれば起こりうる事象であるが、短期間だけの調査結果からは、施策の効果(正負両面)を超える調査値となって表れる。このことをよく理解した上で、検証していくことが肝要である。